

第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況調査票

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

総括目標	指標	R1		R2		R3		
		2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値	2022年度 目標値
	ユニバーサルデザインの意味を知っており、関心もある県民の割合	41.5%	50.1%	50.0%	48.6%	50.0%	53.9%	50.0%

取組方向 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	
				2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値				2022年度 目標値
(1) 意識啓発の展開	ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子ども頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。 また、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する情報を、イベント、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。	県のホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。								○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合した施設の情報、おもいやり駐車場登録施設、ヘルプマークのクラウドファンディングの状況や取組等をホームページに掲載し情報の提供を行うとともに、新規採用者研修、各種研修の機会にUDの啓発を行いました。	ヘルプマークの普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮された製品の紹介、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合した施設の情報、おもいやり駐車場登録施設等をホームページに掲載し情報の提供を行います。	3(保健)	
		ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、市町、市町教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「学校出前授業」を実施するとともに、行政職員や自治会、事業者に対し研修を実施します。出前講座や研修をとおして、あらゆる世代のユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。	県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	70校/年	93校/年	70校/年	48校/年	70校/年	68校/年	70校/年	○UD団体が実施主体となり、県の支援のもと、「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」等を県内の公立学校18校と三重大学教育学部において実施しました。 ○津市内の公立小中学校において、津市及びUD団体などの協力のもと、出前授業が実施されました。 ○公立小中学校校長会等において出前授業についてのPRを行いました。	子どもたちのユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため小中学校を中心に、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、出前授業を実施します。	3(保健)
		県・市町およびUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	25回/年	57回/年	25回/年	14回/年	25回/年	23回/年	25回/年	○各種研修等でユニバーサルデザインの意識啓発を行うとともに、ヘルプマーク啓発ティッシュ等配布を通しておもいやりの行動の大切さを周知しました。 ○UDセミナー「コロナ禍におけるおもいやりのある行動を考える」において、コロナ禍における障がい者・高齢者のお困りごと、介助のポイントやヘルプマークの活用等について学ぶ機会を設けました。	ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、行政職員や自治会、事業者等への研修を実施していきます。		
		多くの人が集まるイベントや商業施設等で、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。	県・市町およびUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	35回/年	51回/年	35回/年	29回/年	35回/年	30回/年	35回/年	○県内各地域において、UD団体等と連携した「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「ヘルプマーク」等の啓発を実施し、ユニバーサルデザインの啓発を進めました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組の啓発活動を実施します	3(保健)
		障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な人の外出支援のため、平成24(2012)年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」の内容や適正な利用について周知を図るとともに、事業者等の「おもいやり駐車場」の設置を促進します。	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数(累計で、すでに無効となった利用証の交付者も含む)	75,000人	86,769人	85,000人	99,070人	95,000人	112,200人	105,000人	○おもいやり駐車場利用証制度の内容や利用方法についてホームページや学校出前授業等で周知しました。 ○県政だよりによる啓発、1歳6か月児健診会場における期限切れ利用証の返却呼びかけ等、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の適正運用を実施しました。	おもいやり駐車場の利用方法について、交付窓口で丁寧に説明するとともに、ホームページ等で周知を図ります。	3(保健)
		「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,480区画	4,369区画	4,630区画	4,423区画	4,780区画	4,489区画	4,930区画	○引き続きプラスワンキャンペーンを実施し、登録の観光施設や公共施設を中心に事業者等へ働きかけ、登録区画の増加を図ります。 また、試行的に車いすドライバー優先区画の設置を施設管理者へ働きかけ、適正な利用促進に取組みます。			
県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう「ヘルプマーク」の普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。	「ヘルプマーク」を知っている県民の割合	60.0%	67.0%	70.0%	81.2%	75.0%	78.2%	80.0%	○UDセミナー、三重大学や公立高等学校での出前授業において普及・啓発を図りました。 ○UD団体と連携し「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」において県内公立学校の子供たちに普及・啓発を図りました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、引き続き、学校出前授業や研修等で啓発を進めます。	3(保健)		
妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、「マタニティマーク」の普及啓発を進めます。あわせて、公共交通機関等における子育て中の人の円滑な移動の確保のため、「ベビーカーマーク」の普及啓発を進めます。									○学校出前授業で使用する「ユニバーサルデザインのまちづくり」のパンフレットに、マタニティマーク・ベビーカーマークについて掲載し、子どもたちへの啓発を行いました。 ○新規採用者研修等において、マークの紹介をしました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、引き続き、学校出前授業や研修等で啓発を進めます。	3(保健)		

(2) 人権尊重意識の高揚	県民の皆さん一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。	ア	ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	2,300人/年	2,757人/年	2,300人/年	1,057人/年	2,300人/年	618人/年	2,300人/年	○県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、国や市町、関係団体、企業等と連携し、講演会を開催したり、地域のイベント会場や商業施設に啓発ブースを設けたりして、人権啓発に取り組みます。	人権メッセージの募集等、参加型で感性に訴える啓発を行うとともに、講演会や学習会、絵本の読み聞かせ等、さまざまな手法による啓発事業を実施します。	10(不平等)
		イ	住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。									○住民組織等のさまざまな主体が開催する人権のまちづくりに関する研修会等に講師派遣の支援を行い、さまざまな主体が人権尊重の視点で活動するための取組を推進しました。	地域の団体やNPOなどが開催する人権研修等に講師を派遣し、「人権が尊重されるまちづくり」を促進します。	10(不平等)

2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

項目	内容		取組内容	指標	2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値	2022年度 目標値	2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール (目標)の番号	
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成			ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広がり、活動が各地域で展開されていく必要があります。このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催するなどの機会を設け、活動を支援します。また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体と協働して後継者の育成を進めます。									○松阪市社会福祉協議会がUDアドバイザー養成講座を開催し、受講修了者13名をUDアドバイザーとして県が認定し、後継者の育成を図りました。 ○UD団体研修会を開催し、コロナ禍を踏まえての、ヘルプマークや「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発方法や、学校出前授業の進め方について、意見交換を行いました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、UD団体等を対象とした研修等を実施します。 また、地域でのUDアドバイザー養成講座の開催を支援します。	3(保健)	
(2) すべての人々の社会参加の促進	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。 このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。	ア	障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。また、就労の場の拡大および職場定着を促進するため、企業等における障がい者雇用への理解促進を図ります。									○県内9か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活上の相談支援を行いました。また、専門家を派遣して経営改善の支援を行うとともに、共同受注窓口の受発注の拡充を目指すコーディネーターを新たに配置するなど、就労支援事業所における工賃の向上を図りました。 ○障がい者委託訓練の実施や関係機関と連携した就職面接会の開催、ステップアップカフェでの職場実習、カフェでのステップアップ大学の開催等を実施し、障がい者の就労支援や障がい者雇用への理解促進に取り組みました。 ○障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練受講者数59人、修了者数44人、就職者数33人（令和4年3月末時点） ・就職面接会の実施 7地域 就職者数19名 ・ステップアップカフェでの職場実習 9名 ・ステップアップ大学の開催 2回 37人参加	県内9か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活上の相談支援を行います。また、専門家を派遣して経営改善の支援を行うとともに、共同受注窓口の受発注の拡充を目指すコーディネーターを引き続き配置するなど、就労支援事業所における工賃の向上を図ります。さらに、県の機関における知的障がい者の職場実習を実施します。 障がい者委託訓練の実施やステップアップカフェでの職場実習の受入れを行うとともに、また、関係機関と連携した就職面接会、職場定着支援セミナー及びステップアップ大学等を開催することで、障がい者の就労支援や障がい者雇用への理解促進に取り組みます。	4(教育)、8(経済成長と雇用)	
		イ	平成25(2013)年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進法」に基づき、障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。										○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に取り組みました。目標額80万円のところ、71万円の見込みです（令和4年1月現在）。	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に引き続き取り組みます。	4(教育)、8(経済成長と雇用)
		ウ	2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を好機と捉え、スポーツ教室やレクリエーション等を通じ、障がい者スポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。										○県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、地域における障がい者スポーツ教室・体験会などの実施を支援しました。 また、障がい者スポーツ団体の活動支援や定期的な育成練習会の開催など、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員等の養成に取り組みました。	ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。 また、三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果を継承し、更なる裾野の拡大に向けて、合同練習会の実施やフォーラムの開催、関係団体と企業をつなぐ役割も担う相談窓口の設置などの取組を進めます。	4(教育)、10(不平等)
		エ	三重とこわか国体・三重とこわか大会に参加される方に対して、わかりやすい情報提供を行えるよう、手話や筆談などの情報支援を行うボランティアを養成します。また、三重とこわか大会・三重とこわか大会に参加される選手へのおもてなしや誘導を行うボランティアを養成し、選手との交流を通じて、障がいに対する理解促進を図ります。										○手話・筆談や要約筆記（手書き・パソコン）などの情報支援ボランティアにかかる養成研修は、新型コロナウイルス感染症により、動画の視聴を基本とする学習方法に合わせて、Zoomを活用した双方向による学習を実施しました。	取組なし。	3(保健)

オ	聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入力できるように、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行います。	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	220人/年	222人/年	228人/年	230人/年	240人/年	226人/年	248人/年	○ 手話通訳者及び要約筆記者について、厚生労働省が示すカリキュラムに基づく養成講座を実施しました。 ○ 盲ろう者通訳介助員について、厚生労働省が示すカリキュラムに基づく養成講座を実施しました。	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成を行います。	4(教育)、10(不平等)、11(持続可能な都市)
カ	農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進め、障がい者が、農林水産分野における多様な担い手として活躍できる環境づくりに取り組みます。									○農福連携では、一般社団法人三重県障がい者就労促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナーの養成講座の開催やノフク商品の販路拡大に向けた農福連携マルシェを開催(2回)しました。また、施設外就労等をマッチングする中間支援組織のモデル構築(2か所)などに取り組みました。さらに、農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、農福連携の推進に向けた研修会を開催しました。(担い手支援課) ○林福連携では、昨年度から始まった苗木生産分野での土詰め作業における作業環境の改善に関する取組みに対して支援するとともに、新たに、林業事業体と福祉事業所のヒノキの葉の加工品(お香)の作成に関する取組に対して支援を行いました。(森林・林業経営課) ○水福連携では、尾鷲市須賀利町で水産関係者や福祉関係者が連携するための意見交換会を開催したほか、社会福祉協議会およびNPO法人の職員2名を対象に、地域における水福連携の推進を担う指導者を育成する、水産業ジョブトレーナー養成研修(6回)を実施しました。(水産振興課)	○障がい者等の就労機会の拡大に向け策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、関係者が一体となって、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展をサポートするとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制の強化に取り組みます。(担い手支援課) ○林福連携については、林福連携に取り組んできた経験者等をコーディネーターとして育成し、さらに事業者と福祉事業所の施設外就労などのマッチングを支援することで、障がい者の林業へのさらなる就労促進を図ります。 【参考】 上記計画の取組期間は令和4年度から令和6年度を予定しています。(森林・林業経営課) ○県全域への水福連携の拡大に向け、漁業者と福祉事業所等のマッチングに取り組む専門人材として、水産業施設外就労コーディネーターを育成し、その活動支援を行います。(水産振興課)	8(経済成長と雇用)、9(インフラ等)、12(持続可能な消費と生産)
キ	子どもの成長等に関して、子育て中の人および家族を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくり等支援策を推進します。さらに、これらの取組に加え、男性の育児参画の推進、公共の場で泣いている赤ちゃんを温かく見守る気持ちを意志表示する取組なども実施していきます。									○子どもの育ちや子育て家庭応援のための地域社会づくりに係る取組として「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員同士の交流を活性化させ、会員の持つリソースを生かして結びつけることで子どもの育ちを支えるマッチングプロジェクトの検討を進めました。 ○育休を取得した事例など男性の家事、育児の様子を写真等で募集する「第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を実施し、過去最高となる2,001件の応募がありました。 ○WEラブ赤ちゃんプロジェクトについては、コロナ禍により実施を見送りました。	引き続き、子ども自身が子どもの権利について学び、自分も友達や周囲の人たちも大切な存在であることを知ることができる取組を進めます。 また、男性が育児休業を取りやすい環境づくりに向けて、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組めます。	1(貧困)、3(保健)、4(教育)、10(不平等)、11(持続可能な都市)、17(実施手段)
ク	高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人および家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。	認知症サポーターの数(累計)	199,000人	198,644人		207,047人				○市町と協働して、企業の従業員等に向けた認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの育成に取り組まれました。また、各市町に向けて、チームオレンジコーディネーター研修を実施しました。	市町と協働で、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト養成講座」や、企業の従業員等に向けた「認知症サポーター養成講座」を開催し、サポーターを増やします。また、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築について、県内市町への普及展開を目指し、講師役となるチューターの養成・派遣等、立ち上げに向けた支援を行ってまいります。	3(保健)、4(教育)、11(持続可能な都市)
ケ	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくことができるよう、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して多文化共生の社会づくりに取り組みます。	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体の数	220団体	223団体						○相談対応をはじめ、地域日本語教育の体制整備、医療通訳の人材育成や普及促進、外国人住民の防災行動力向上に向けた人材の育成、啓発事業等に、さまざまな主体と連携して取り組みました。	「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」(計画期間:令和2年度~5年度)に基づき、外国人住民の安全・安心な生活環境づくり、地域日本語教育の体制整備などに、さまざまな主体と連携して取り組みます。	17(実施手段)
コ	性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29(2017)年12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針」とともに輝く(きらり)、多様な社会へ」に基づき、県民の皆さんとともに取組を進めるための気運醸成などを図ります。									○ダイバーシティについての理解や共感を深めるための講演やワークショップ、県内の高等教育機関と連携した講座を実施しました。 また、LGBT等多様な性的指向・性自認に関する理解促進を目的とした県民向けのトークイベントや、企業向け研修を実施しました。	多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、その考え方の推進を図る取組や情報発信等を行います。	4(教育)、5(ジェンダー)、8(経済成長と雇用)、10(不平等)、17(実施手段)

第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況調査票

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

総括目標	指標	R1		R2		R3		
		2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値	2022年度 目標値
	多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	64.9%	63.9%	65.8%	62.0%	66.7%	72.3%	70.0%

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間や交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。
また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

1 安全で自由に移動できるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	
				2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値				2022年度 目標値
(1) 歩行空間の整備	だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準に基づき、歩行空間の整備を進めます。	県が管理する道路において、幅が広く(2m以上)段差の少ない歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。	安全に移動できる歩道整備延長	1,348km	1331km	1,365km	1,336km	1,382km	1,357km	1,399km	引き続き、「通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所位置付けられた箇所を優先に、地域の実情に応じた歩道幅員にて整備を行い、だれもが安心して利用できる歩行空間の整備を進めました。	引き続き、「通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所位置付けられた箇所を優先に、地域の実情に応じた歩道幅員にて整備を行い、だれもが安心して利用できる歩行空間の整備を進めます。	9(インフラ等)
		だれもが生活関連経路を安全で円滑に移動できるよう、道路管理者が行う歩行空間の整備と連携し、音響信号機や高齢者等感応信号機等、バリアフリー対応型信号機の整備を進めます。	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	91.8%	91.8%	99.0%	99.0%	99.0%	98.9%	99.0%	視覚障害者等の安全対策として、歩行者用支援システム(高度化PIGS)を設置し、生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備を推進しました。	引き続き、主な生活関連経路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備を推進します。	3(保健)、11(持続可能な都市)
(2) 交通システムの整備	だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。	公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援します。	一日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅(32駅)のうち、段差の解消、内方線の整備、多機能トイレの設置がされている駅の数	25駅	24駅	32駅	30駅	32駅	30駅	32駅	○鉄道事業者や地元市町等と調整を図り、鉄道事業者が行う駅舎(南が丘駅、鳥羽駅(以上近鉄))のバリアフリー化を支援しました。	県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入が進むよう連携して取り組みます。									○福祉タクシーの導入に向け、三重県生活交通確保対策協議会において三重県生活交通改善事業計画について協議を行いました。令和3年度は、タクシー事業者により福祉タクシー4台が導入されました。	三重県生活交通確保対策協議会において、三重県生活交通改善事業計画の協議を行い、バス・タクシー事業者が行うノンステップバス、UDタクシー、福祉タクシーの導入を促進します。また、UDタクシーについては、タクシー事業者等に対し、導入経費の一部を助成します。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。										○現在、近畿日本鉄道株式会社の全線や、東海旅客鉄道株式会社の関西本線において、駅ナンバリングが導入されているとともに、三重交通株式会社の路線バスの全停留所に、バスのピクトグラム(案内用図記号)や英字表記が行われています。また、鉄道事業者において、車両内の案内表示や放送での多言語対応が進められています。さらに令和元年度以降、出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを、一括して提供する「Ma a S」について、多言語表記による実証事業を菟野町において県も参画しながら実施しています。	三重県総合交通ビジョンに掲げた「交通機関ナンバリングによる利便性の向上」の理念に基づき、交通事業者や関係団体に交通機関ナンバリングの導入、バス・鉄道の車両内の案内表示や放送での多言語化の導入など、外国人等も利用しやすい公共交通機関となるよう働きかけます。
(3) 案内表示等の整備	だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。	県有施設やその周辺において、ピクトグラム(絵文字)を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。									○県有施設に見やすくわかりやすい案内表示等が設置されるよう施設管理者に周知しました。	見やすくわかりやすい案内表示等の設置に努めます。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		道路案内標識を基準に基づいて整備するとともに、国・市町等他の道路管理者等とも連携して整備を進めます。										○わかりやすい案内標識の整備や修繕に努めました。	引き続き、わかりやすい案内標識の整備や修繕を進めます。

2 安心して快適に過ごせるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	
				2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値				2022年度 目標値
(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会への取組	三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手および来場者が利用する宿泊場所、移動手段を考える際は、「バリアフリーに関する施設調査」や「UDイベントマニュアル」などを活用して、参加者の安全性や快適性、機能性の確保に努めます。									中止のため取組なし。	取組なし。	3(保健)	
(2) 施設整備を担う人たちの啓発	三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。									○ 県や市町の建築、開発部局の担当者会議等にて、ユニバーサルデザインの考え方について説明を行いました。	施設整備担当者や管理者に対する説明会や研修等で、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等について説明を行います。	3(保健)、11(持続可能な都市)	
(3) 快適に利用できる建築物等の整備	だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「UD条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。 また、県立学校を含む県有施設において、ユニバーサルデザインの施設づくりについて啓発するとともに、多機能トイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。	「UD条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	3,230施設	3,206施設	3,360施設	3,291施設	3,490施設	3,382施設	3,620施設	○ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、UD条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付しました。	事業者及び県民の方々へ「整備基準適合証プレート」の普及啓発を図ります。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		県有施設のバリアフリー化の状況を調査・評価した上で、施設管理者にフィードバックを行い、よりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう取り組みます。									○県有施設のバリアフリー情報のフォローアップを行い、最新の情報に更新しました。	県有施設のバリアフリー情報のフォローアップを行い、最新の情報が掲載されるよう取り組みます。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針(整備基準を記載)を作成し、だれもが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、その取組について、市町や民間の公共的施設への展開を進めます。									○県有施設がよりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう整備のプロセスや整備基準、配慮すべき内容をまとめた「県有施設のためのUDガイドライン」を施設管理者への周知及び動画を作成しホームページに掲載することでの周知を行いました。	「県有施設のためのUDガイドライン」の普及啓発を進めます。	3(保健)、11(持続可能な都市)
		県立学校等において、多機能トイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。	県立学校の多機能トイレ設置率	95.9%	95.9%	97.3%	95.9%	97.3%	97.3%	100%	トイレの洋式化、多機能トイレ新設のための工事や設計を行いました。(工事1校、設計2校)	「県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、トイレの洋式化・多機能トイレの新設工事を行います。(工事2校)	9(インフラ等)
(4) 快適に利用できる公園の整備	県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。									○「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園の整備を促進しました。	県が管理する公園の新築等の協議について、条例の整備基準に基づき審査を行い、だれもが利用しやすい公園の整備を進めます。	3(保健)、11(持続可能な都市)	
(5) だれもが住みよい住宅の普及	行政と住宅業界が協力して、バリアフリーを含むリフォーム等の住まいに関する相談会を開催し、高齢者など誰もが安心して快適に暮らせる住まいの実現に向けて取り組みます。									住宅相談を行っている行政機関や事業者団体等の相談窓口担当者に対して、住宅リフォーム等の技術情報や支援策等を周知するための講習会を開催しました。	関係団体と連携し、バリアフリーの情報を含んだ住宅のリフォームのための講習会を開催することで、健康で豊かな住まいづくりに向けて取り組みます。	—	

第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況調査票

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

総括目標	指標	R1		R2		R3		
		2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値	2022年度 目標値
	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報紙やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	52.0%	50.5%	53.0%	44.0%	54.0%	63.3%	55.0%
	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	55.5%	52.4%	57.0%	50.5%	58.5%	63.1%	60.0%

利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。
また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等、それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号
				2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値			
(1)ものづくりを担う人たちへの啓発		ユニバーサルデザインの考え方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う学生、生徒等に対して、ユニバーサルデザインに関する学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。								○三重大学「障がい学生支援実践」講座や県内公立高校(1校)の学生・生徒への出前授業を行い、ユニバーサルデザインの推進、ヘルプマークの啓発を実施しました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、出前授業等を実施し、UDに関する学習機会の提供を進めます。	3(保健)
(2)ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進	さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。	身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、「学校出前授業」やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。								○学校出前授業や研修の際に身近なユニバーサルデザインに配慮された製品や事例の紹介を行いました。また、ホームページで紹介することにより情報提供を行いました。	コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら、出前授業、研修、ホームページ等でユニバーサルデザインに配慮された製品等の紹介を行っていきます。	3(保健)
		県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。								県におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の利用を積極的に進めるため、県出納局が行っている事務用品等の単価契約において、3品目のユニバーサルデザイン配慮製品を選定しました。	ユニバーサルデザインに配慮した事務用品等の新製品の情報を収集し、県出納局が行っている事務用品等の単価契約において、ユニバーサルデザインに配慮製品の選定を進めます。	12(持続可能な消費と生産)

2 だれもがわかりやすい情報の提供

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021 (R3) 年度取組実績	2022 (R4) 年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号		
				2019年度 目標値	2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	2021年度 目標値	2021年度 実績値				2022年度 目標値	
(1)わかりやすい情報提供の意識づくり		だれもが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合は、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすい情報の発信を進めます。 また、このガイドラインを市町、事業者等へ周知し、わかりやすい情報の発信を促進します。	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	100%	92.5%	100%	93.8%	100%	91.2%	100%	○新規採用職員研修において、わかりやすい情報の提供を含むユニバーサルデザインの研修を実施しました。 ○県庁内メールマガジンにおいて、「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」を周知しました。	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報提供を研修等を通じて、周知していきます。	3(保健)	
(2)さまざまな方法を用いた情報の提供	視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。	県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として、印刷物の作成にあたっては、音声コードの掲載等を推進します。									○職員に「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の周知を図り、印刷物等への音声コードの掲載等を推進しました。 ○地域福祉課が作成した印刷物(「ユニバーサルデザインのまちづくり」子ども用冊子等)に音声コードを掲載するとともに、「県有施設のためのUDガイドライン」の音声データをHPに掲載しました。	印刷物の作成時に、音声コードの掲載等や音訳の作成を推進していきます。	3(保健)	
		外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。									○健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語)で提供しました。 ①情報掲載数:文字情報68件 ②ページビュー数:月平均12,552件	外国人住民が三重県(日本)で生活していく上で必要となる行政や制度に関する情報を県多言語ホームページ(ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語・英語・ベトナム語・日本語)で提供します。	10(不平等)	
		外国人観光客の利便性の向上を図るため、民設民営方式で無料公衆無線LAN(FreeWiFi-MIE)の拡大を図ります。										無料公衆無線LAN(FreeWiFi-MIE)について、民間通信事業者の協力を得て、民設民営方式でFreeWiFi-MIEの拡大を図りました。 整備箇所数:1,003箇所(令和3年9月末)	無料公衆無線LAN(FreeWiFi-MIE)について、協力事業者の拡大と観光施設、店舗等への周知を推進し、民設民営方式のFreeWiFi-MIEの拡大を図ります。	9(インフラ等)
		防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災情報を提供します。										英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語による防災情報の提供を行いました。	引き続き、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語による防災情報の提供を行います。	13(気候変動)

(3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供	多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。 また、ホームページについては、アクセシビリティ(目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ)の向上とともに、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。	ア	できるだけ多くの人が必要な情報入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。									○多くの人が必要な情報入手できるよう、ホームページ等を活用した適時、的確な情報提供を進めました。	できるだけ多くの人が必要な情報入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。	3(保健)
		イ	県のウェブサイトについて、国が定める一定基準の適合レベルAA準拠を維持し、ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるように取り組みます。									三重県ウェブサイトについて、令和3年11月18日から12月28日にかけてJIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施した結果、満たしている適合レベルはAA準拠でした。	三重県ウェブサイトについて、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA準拠を維持し、アクセシビリティの確保に取り組みます。	—

3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

項目	内容	取組内容	指標	R1		R2		R3		2021(R3)年度取組実績	2022(R4)年度取組計画	寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)の番号	
				2019年度目標値	2019年度実績値	2020年度目標値	2020年度実績値	2021年度目標値	2021年度実績値				2022年度目標値
(1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供	ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。 また、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。	インターネットを活用した電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	100%	90.9%	100%	89.1%	100%	88.6%	100%	○様式DL(412,873件) 納税証明や納税確認書、法人変更・廃止申告書、生活保護法に関する指定介護職員の申請書、道路占用許可申請書などの様式がダウンロードされています。 ○申請件数(62,457件) 教員、県職員、警察官等の採用試験関係(約5,000件)や、自動車税送付先変更届出(約4,400件)、新型コロナウイルス感染症関係(約4,900件)などで利用されています。	令和4年4月に策定した行政手続デジタル化方針に基づき、行政手続のデジタル化を推進し、いつでも、どこでも、どなたでも簡単にインターネットを通じて手続を行うことができる状況を目指し、新システムの構築を行うとともに、さらなる県民サービスの向上を図ります。	11(持続可能な都市)
		「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県民の皆さんへの周知、啓発活動を進めます。									○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県や関係団体等が実施するセミナー・研修会等やオンラインを活用して普及啓発を行いました。	「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県や関係団体等が実施するセミナー・研修会等の機会をとらえて普及啓発を実施します。	4(教育),10(不平等),11(持続可能な都市)
		「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、関係機関による障がい者差別解消支援協議会において障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。	県および市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置率	56.7%	56.7%	70.0%	56.7%	83.3%	80.0%	100%	○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、障がい者やその家族等からの相談等に対応しました。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例などについて、情報共有や検証を実施しました。	「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、障がい者やその家族等からの相談等に対応します。また、三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例などについて、情報共有や検証の取組を進めます。	4(教育),10(不平等),11(持続可能な都市)
(2) すべての人に配慮された災害時の対応		災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等に関する知識を持った人材の育成に努めます。また、避難所における要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等)や女性への配慮をふまえ改訂した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。								○みえ防災・減災センターと連携し、オンラインにて自主防災組織リーダー研修を実施しました。さらに、市町のほか、医療・福祉の専門職など様々な職種を対象とした防災研修等を幅広く実施し、人材育成を行いました。 ○市町の実施する多様性に配慮した避難所運営マニュアルの作成を支援しました。	引き続き、みえ防災・減災センターと連携し、研修等を通して防災に関する知識の普及や人材育成を行うとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援します。 また、引き続き、市町の実施する多様性に配慮した避難所運営マニュアルの作成や訓練などの取組を支援していきます。	3(保健)	
		福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。								○市町担当者会議において、福祉避難所の確保や公表について働きかけを行いました。 ○一般社団法人福祉防災コミュニティ協会による福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を実施し、避難所運営マニュアルの作成を支援しました。	市町担当者会議等を通し、福祉避難所の適切な設置を促します。 また、福祉避難所に関する実務研修を開催し、市町の実施する福祉避難所にかかる運営マニュアルの策定の取組を支援します。	3(保健)	
(3) ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供	事業者等に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。									○商業施設、観光施設等へのおもいやり駐車場利用証制度の説明を行い駐車区画の登録を依頼やヘルプマークの趣旨等について啓発を行いました。 ○おもいやり駐車場の登録施設の情報や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準適合施設の情報ホームページで公表しました。	事業者等に、ユニバーサルデザインの取組への協力を依頼していきます。	3(保健)	

(4) バリアフリー観光の推進	<p>平成25(2013)年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ(おもてなし)に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。</p> <p>日本一のバリアフリー観光県をめざすため、バリアフリー観光に関する情報を県ホームページ等で紹介するとともに、バリアフリー観光に取り組む県内観光施設等の拡大に向けて、観光施設等への啓発を行います。</p>									<p>観光施設等のバリアフリーおよび外国語対応調査及びアドバイスを5施設で実施するとともに、地域内の観光関係者を広く対象としたバリアフリーの観光地づくり研修を1地域で実施しました。これとは別に、観光施設のバリアフリー推進企画として、バリアフリー改修により集客アップに成功した老舗旅館の見学を含む「地域の取組みからみつつながるバリアフリー観光研修」を1地域で実施しました。</p>	<p>観光施設等を対象に、パーソナルバリアフリー基準に基づき、訪日外国人受け入れ環境を含むバリアフリー観光の状況調査、改善点などのアドバイスを行う予定です。また、地域内の観光関係者を広く対象としたバリアフリーの観光地づくり研修、観光施設のバリアフリー推進企画の実施を予定しています。</p>	10(不平等)
(5) だれもが参加しやすいイベントの実施	<p>三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模なイベントをはじめ、県が実施するイベントにおいて、企画や会場設営、運営にユニバーサルデザインの考えを取り入れます。</p> <p>また、県が作成した「UDイベントマニュアル」について、市町・事業者等へ周知を行います。</p>	ア	<p>県が作成した「UDイベントマニュアル」を活用し、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模なイベントをはじめ、県や市町・事業者等が実施するイベントにおいて、会場の設営や運営について、ユニバーサルデザインに配慮された、だれもが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p>							<p>○「UDイベントマニュアル」に基づき、UDセミナー「コロナ禍における「おもいやりの行動」を考える」を開催しました。</p>	<p>「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を会議、研修などで周知します。</p>	3(保健)
		イ	<p>県が実施する講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆者等の配置を進めます。</p>							<p>○「UDイベントマニュアル」を配布して、手話通訳者や要約筆者等の配置を推進しました。また、UD団体研修会の開催時に、要約筆者を配置しました。</p>	<p>講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆者等の配置を進めます。</p>	3(保健)